

令和6年度事業目標

1 協会の基本方針について

令和6(2024)年度は、原則3年毎に実施される介護及び障害福祉サービス等報酬改定と、原則2年毎に実施される診療報酬改定が同時に実施されるトリプル改定の年となった。介護分野においては、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ『地域包括ケアシステムの深化・推進』『自立支援・重度化防止に向けた対応』『良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり』『制度の安定性・持続可能性の確保』の以上4つの視点をもとに報酬改定が実施された。

障害分野においては、『障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり』『社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応』『持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し』の以上3つの視点をもとに報酬改定が実施された。

今回政府は令和6(2024)年度の介護報酬を1.59%、障害福祉サービス等報酬を1.12%引き上げる方針を固めているが、今回のような物価上昇下での改定はこれまで経験がなく、次の改定までの道筋は読みにくいのが現状である。諸物価高騰の影響を受けて他業種でも賃上げが実施される中、福祉分野から一般企業等への人材流出も深刻化し、職員処遇の改善が喫緊の課題であるといえる。また、政府は昨今の光熱水費負担の高騰に対する支援についても、地方交付金を積み増し都道府県が各福祉事業に補助することで負担軽減を図るとしているが、先行きは不透明である。

医療と福祉の連携や地域ニーズへの対応、虐待防止や感染症対策など、福祉施設が取り組むべき業務が年々増えていく中、福祉環境の現状や中長期を展望すると、現役世代の減少により福祉を支える人的基盤の整備が最重要課題であることは明らかである。引き続き人材確保と育成を図りながら、福祉職の魅力を最大限に情報発信していくこととする。

伊賀市社会事業協会が希求する事業経営目標の追求する視点

- ・ 選ばれる福祉事業の追求
- ・ 安心して暮らせる地域づくりへの貢献
- ・ 人材育成と協働できる職場環境の構築
- ・ 持続可能な財政基盤の充実強化
- ・ 新たな福祉事業開発への挑戦

(1) 行政機関との連携

多種多岐にわたる社会福祉事業を实践する当法人は、国、三重県、伊賀市との緊密な連携を基に、従来、市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展開してきた。今後とも伊賀市の福祉界の一翼を担いつつ、当法人の存在意義を高めたい。

(2) 地域との連携

広く地域社会からの要望を正しく理解し、地域に支持される福祉事業の構築や、良質な福祉施設の運営を目指す。地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図り、地域の子育て支援の推進や、新たな地域包括支援体制の充実を目指した地域共生社会の実現に向けて取り組む。

(3) 業務改善の必要性と人材確保

介護福祉分野では人材確保の観点からも労働条件の改善が強く求められている。昨今、労働条件改善のために要求されているのが介護現場における「生産性の向上」に対する取り組みである。もともと生産性とは、民間企業の経営における生産効率の分析に用いられており、福祉分野にはなじまないと考えられていたが、現在では福祉介護人材の諸課題解決に有効な手段になるのではないかと考えられている。

福祉分野の労働力不足は年々深刻化し、我々も様々な求人活動を展開しているが、人材確保できるまでは、現時点の人員で福祉サービスを提供するしかない現実もある。このため、少しずつでも職員一人当たりの付加価値をあげることで、「生産性の向上」に取り組まざるを得ないことになる。この時、一人当たりの労働負担の軽減や職場環境の改善、職員処遇の改善を基本として考えることができれば、有能な人材の離職防止や新たな採用に結び付くことで人材確保に有効な手段となり得るのではないかと考えている。厚労省の「介護現場革新会議」においても生産性の向上と人材確保は一体的なものであるとの考え方を示している。

我々も介護の価値の向上を目指す生産性を高める取り組みについては、業務改善の観点から人材育成とチームケアの質の向上及び情報の効率化の3本柱を基柱として、将来に向けて一步一步着実に取り組まなければならないと考えている。

当法人における業務改善への取り組みは、緊急を要する状態となっている。職員一人ひとりが、これまで以上に主体性を発揮して業務に取り組んでもらいたいが、いつしか「指示待ち職員」が散見される事態となっている。このような職員意識の停滞は、トップダウンの指示命令を受けながらの業務遂行から脱却できず、「待ちの状態」にあるように思われる。少なくとも、指示命令するだけのトップダウン方式の指導ではなく、職員一人ひとりのモチベーションを高め、多様なメンバーを巻き込みながら進めるボトムアップ方式のリーダーシップの発揮が現在の我々に求められている。業務改善に取り組むことで、主体性を発揮できる職員を一人でも多く育成し、各業務レベルで一つひ

とつ改善を積み重ねていくことで経営の効率化を図りたい。

また、第二梨ノ木園ではインドネシアより外国人介護技能実習生を受け入れているが今年度も同国から新たに 1 名の実習生を受け入れる予定であり、梨ノ木園においては昨年度よりネパールからの留学生 2 名を採用している。今後とも外国人の人材確保のため、各種団体や福祉専門学校等との協力体制を維持し、幅広い受け入れ体制を構築していく。

(4) 労務管理と職員処遇の向上

「衛生委員会」が中心となり、職員の労働環境の整備や魅力ある職場づくりに積極的に取り組むとともに、今後とも年次有給休暇の積極的な取得や残業時間の短縮を促す。

併せて、当法人の労務管理上の課題を社会保険労務士と共に順次見直し作業を実施し、時代や社会の変化に対応すべく他法人の動向も注視しながら慎重に進めていく。

(5) 危機管理及び安全対策の強化

社会福祉法人が様々な危機に対処するには、各施設における危機管理が重要である。新型コロナウイルス感染症が拡大し 4 年余りが経過する中、未だ新型コロナウイルスは終息に至っておらず、特に入所系施設においては対応に苦慮している状況である。常に新しい情報を収集しながら、起こりうる危機状況を想定対処することで、影響が最小限となるよう防御に努める。

また、各施設における災害・防犯・感染のそれぞれの対策については、社会状況等を確認しながら常に見直しを行ない、体制を整備して利用者の安全確保を徹底する。特に地球温暖化が原因とみられる異常気象が国内外で相次いで発生していることから、最新のハザードマップで、それぞれの施設の状況を再確認し、災害対応マニュアルの見直し等、事業継続計画の作成及び改修を図る。

(6) 個人情報の取り扱い

情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が大きく広がっている。施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報の保護について、その有用性に配慮しながら、細心の注意を払い取り扱うものとする。

(7) 虐待防止とハラスメント防止

本年度も法人内各事業所における虐待や不適切ケアについて、虐待防止を考える委員会等が中心となって発生原因の分析や対策を検討し、その内容を全施設に周知徹底する。また、法人内各施設における虐待の防止、早期発見、早期対応等の体制、指針やマニュアルの見直しを引き続き行なうとともに、虐待防止に関わる研修を実施することで、基本的な人権の尊重や障害者雇用に関する合理的配慮の必要性についての意識を高める。さらに、令和元(2019)年6月に職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられたことから、全施設でハラスメントのない職場の構築のため、各種ハラスメント研修を実施する。併せて業務遂行の中で全ての関係者が互いに尊重し合う

心を育むよう施設長会等で周知を図り、より良い労働環境を目指す。

(8) 情報発信

社会福祉法人が積極的に活動していくためには、利用者や家族、地域、職員からの信頼や協力が必要不可欠であることから、意見や情報を聴取するとともに、インターネットを有効活用して、積極的な情報の公開及び発信に努める。

(9) 業務効率化

かねてより保育業務支援クラウドサービスや介護業務支援システム等 ICT を活用し、業務の正確性の向上と効率化を図っている。一昨年より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、研修や会議が軒並みオンライン化され、コロナ後を見据えたオンラインによる会議も順調に定着しつつある。今後も働き方の多様性や効率化に、柔軟に対応していきたい。

(10) 財務基盤

定期昇給による人件費の高騰や事業収入減により、施設運営は厳しさを増している。引き続き収入確保対策の強化や、情報収集及び財務分析を正しく行なうよう努める。また本年度も会計監査人と監査契約を締結し、財務基盤の強化を図る。

(11) 児童福祉分野

現在、当法人の放課後児童クラブは、伊賀市の指定管理にて9施設、また、令和5(2023)年度4月からは民設民営にて1施設を開所し、計10施設の放課後児童クラブを運営している。しかしながら、求人応募者数の減少に加えて、職員の高齢化に伴う退職も重なり、令和6(2024)年4月からは常勤換算で10名以上の職員が不足する事態となった。就職説明会の実施や人材派遣会社への求人など様々な手立てを尽くしたが、必要な人材の確保が困難となり、現在、指定管理を受けている中の2施設(風の丘、第2風の丘)の運営を伊賀市と協議の上で、その指定を返還する苦渋の決断に至った。

また、指定管理解除の手続きについては、伊賀市議会の承認等が必要であることから、本年4月から7月までは当法人にて引き続き運営を継続するが、ご利用いただいている児童や保護者の皆様に不利益を及ぼすことのないよう、業務をスムーズに引き継いでいきたい。

(12) 高齢者福祉分野

昭和56(1981)年4月に開園した特別養護老人ホーム第二梨ノ木園は建物の老朽化が著しいが、現在の場所での建替えは困難であることから、近隣で建設用地を取得することができた。今後の建替事業を視野に入れ、前年度に引き続き造成工事を進めている。

盲養護老人ホーム梨ノ木園や老人デイサービスセンターなしのきの利用状況は、年々厳しい状況に直面している。今後もそれぞれの施設の持ち味を発揮し、新規利用者の獲得に努めなければならない。

(13) 障害者福祉分野

かしの木ひろばを利用される重度障害を持つ対象者が減少傾向にある。障害者自身やその家族が求めている利用ニーズを再調査し、より良いサービスを提供することで利用者確保に努めたい。併せて、本年度は報酬の改定年となり、かしの木ひろばの運営にとっては非常に厳しい改定が予想されるが、知力を尽くしてこの難題に立ち向かわなければならない。

また、相談支援事業所すきっぷは、指定特定相談支援事業所間の協働体制に引き続き参画し、専門性やマネジメントの更なる質の向上を目指す。

2 保育園の運営について

保育は、昭和 22(1947)年に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。基本的役割に変わりはないが、例えば、超高齢・人口減少社会の到来、女性就労の増加、就業形態の多様化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等、変貌する様々な要因が社会的問題となっている。これらのことを背景に、平成 30(2018)年 4 月、改定保育所保育指針が施行されて 6 年が経過した。当法人では、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの健やかな育ちの実現へとつながるよう、子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

令和元(2019)年 10 月より施行された幼児教育・保育の無償化の際、副食費の負担だけが継続され、本年度より無償化されることになった。

(1) 一時預かり・休日保育事業

ア 一時預かり事業実施施設

みどり第二保育園 “きらら”、曙保育園 “ピッコロ”、
三田保育園・友生保育園・花之木保育園・長田保育園・府中保育園 7 施設

イ 休日保育事業実施施設

曙保育園 “ハミング”

保護者の就労形態の多様化に対応できるよう、柔軟な発想と適切な体制で取り組んでいく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター “すくすくらんど”

みどり保育園で開設し、曙保育園で受け継ぎ 29 年目を迎える。本年度も感染症等の予防対策を行ないながら、在宅親子への子育て支援、子育てが楽しくなる諸行事を計画する。また、家庭や専門機関、子育て支援活動を行なう団体、各保育園のミニ子育て支援等と連携しながら、地域の子育て支援情報の収集と提供等に努め、一層の充実を図っていく。

イ 本とおもちゃルーム “ぐるんぱ”

絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を広げるような活動を続けていきたい。さらに、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校1・2年生の児童や保護者に利用していただけるよう、内容の充実に努力する。

(3) 障害児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して39年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実に図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携をさらに促進したい。

ア 保育士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行なう。

イ 感覚統合訓練講師や音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

ウ 子育て支援“ふれあいらんど”は、開設して20年目を迎える。心身に何らかの障害がある子どもの養育に関わる相談を実施しているが、発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を充実させる。また、伊賀市健康推進課の保健師との連携を密にし、在宅親子への支援を行ない、早期からの療育につなげたい。

エ 地域との連携体制の充実に図りながら、併せて障害福祉サービス事業所“かしの木ひろば”や身体障害者支援施設“梨丘園”と連携し、すべてのライフステージに注目していくものとする。

(4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

ア 放課後等デイサービス事業所“ヴェルデ ドゥ”

放課後において、障害児が日常生活における基本的動作及び集団活動に適応できるよう、また、生活能力を向上させ社会との交流が図れるよう、適切な指導及び訓練を実施する。

イ 障害児日中一時支援事業所“ヴェルデ”

小学生以上の障害児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために実施する。児童が楽しみに利用できるよう、充実した内容を検討していく。

(5) 放課後児童健全育成事業

- ・ みどり第二保育園所管…児童クラブ“フレンズうえの”“第2フレンズうえの”
- ・ 曙保育園所管…児童クラブ“キッズうえの”（長期休暇中は午前7時30分より開所）“ふたば”

- ・ ゆめが丘保育園所管…児童クラブ“風の丘”（通常利用時は午後 7 時まで開所）“第 2 風の丘”（通常利用時は午後 7 時まで開所）…7 月まで
- ・ 花之木保育園所管…児童クラブ“成和西”“成和東”
- ・ 府中保育園所管…児童クラブ“ウイングうえの”
- ・ いなこ保育園所管…児童クラブ“ふえるまーた”

(6) 食育の推進

- ア 生活や遊びの中で、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験を積み重ね、楽しく食べる経験を通して「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。
- イ からだをしっかりと使って遊び、おいしく食事ができる生活リズムの形成に取り組む。また、家庭と連携を図り保護者の協力のもと、望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていく。
- ウ 府中保育園、みどり第二保育園、昨年度からいなこ保育園において実施している幼児の完全給食は、子どもにも保護者にも好評である。その成果や課題等について引き続き検証しながら、他園へも導入を進めていきたい。

(7) 地域交流及び情報発信

ア 地域交流

多様な地域社会とのふれあい活動を積極的に推進し、地域の子育て拠点としての保育園の機能強化を目指す。

- ・ 家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やす。
- ・ 小学生・中学生・高校生の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターンシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れる。
- ・ お年寄りとのふれあい会等を実施し、子どもたちには他人を敬愛し、様々な教えを受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かしていただくものとする。

イ 情報発信

- ・ 第 39 回子どもフェスティバルは、昨年同様に各園開催とし、園の取り組みを保護者や地域の方に理解していただく場としたい。子どもたちが主体的に遊びを体験し、親子共々交流を深める内容での開催とする。
- ・ “みえ福祉第三者評価”は、平成 26(2014)年度から 14 保育園で順に受審し、2 巡目となっている。本年度は 2 施設で受審することとする。職員による自己評価、第三者評価機関による訪問調査等を通して、保育園運営に対する現状把握や気づき、課題や改善点等を職員間で共有し、今後の保育園運営や職員の資質向上に役立てたい。さらに評価結果を保護者や地域の方々に広く周知するため、当法人ホームページ等で公表し、保育園の取り組みを理解していただくようにする。

(8) 安全対策の充実

ア 令和5(2023)年4月より安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を保育所等においても策定することが義務付けられたことにより、施設安全推進委員会が中心となって安全計画を作成した。今年度は内容を確認しながら見直しを進める。

また、施設内外の安全管理については、従来から各園で行なってきた安全点検を継続する。また、屋外遊具は、平成26(2014)年6月に、国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、本年度も専門技術者に点検を依頼するが、日常点検は全職員が確実に実施できるよう努める。

イ 近い将来、発生が予想される巨大地震への対応、水害・土砂災害を含む異常気象による自然災害への対応等、各施設の地域・地形等を考慮して起こりうる災害に的確に対応し、保育園の児童や保護者及び職員の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的として策定したBCP(事業継続計画)を実行性のあるものにしていくため、各園の安全計画、並びに防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実と事業の継続に向けた組織の体制づくりを図る。

ウ 施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、マニュアルの見直しを行なうとともに、防犯訓練等を継続して行なう。

保健衛生感染症対策研究会が中心となり、感染症対策や健康管理について様々な対策を実施している。また、献立検討会・わかば会給食部会では、平成31(2019)年4月に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を十分活用し、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深めていきたい。さらには、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携の上、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を期する。

(9) 業務効率化推進事業

平成28(2016)年度、5施設に導入した保育支援システムは、令和3(2021)年度に新システムに切り替え、令和5(2023)年度には全施設のICT化が完了し、全園で運用を開始した。成果や課題等について検証し、保護者や職員のニーズをくみ取りながら、新たな活用方法にチャレンジし業務効率化を推し進めたい。

(10) 職員研修体制の充実

ア 全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、令和元(2019)年度より「環境を工夫した保育」に取り組んできた。子どもが主体的に遊びを選び、遊び込める環境(人的・物的)を工夫した上に、「子どもを中心とした保育」を展開するには、まだまだ研究の継続が必要である。伊賀市としても、「伊賀市保育計画」に基づき、「「あ〜楽しかった!」の毎日を保育の根っこに」という理念のもと、保育園全体が、子どもの主体性を育む保育、いわゆる自ら考え行動できる子どもを育てる保育

を目指している。さらに子どもの発達を踏まえた保育環境を提供するために、年齢別保育を組み合わせた公開保育を行なっていきたい。特に乳児保育では、発達の土台となる感覚を刺激する遊びや粗大運動を多く経験できるように環境を整え、子どもの育ちを丁寧にサポートできる質の高い保育を目指す。

イ 厚生労働省より平成 29(2017)年 4 月に通知があり、30(2018)年度より県主催で実施されている「保育士等キャリアアップ研修」には、本年度も保育現場におけるリーダー的職員が参加し、専門性の向上を図るための研修機会を充実させる。

ウ 平成 27(2015)年度より県主催で実施されている「放課後児童支援員県認定資格研修」には、当法人が実施している児童クラブ 10 施設の児童支援員約 42 名がこれまでに資格を取得している。業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識するため、引き続き研修機会を充実させる。

エ 人権、ハラスメント、虐待、不適切な保育防止等に関する様々な研修に参加し、正しい知識を身につけるとともに「虐待に関する自己チェックリスト」を活用しながら各自の意識向上や適切な支援内容の向上を目指す。

オ 各園で実施している自己評価については、法人で書式を統一し、全職員で共通理解を持って取り組んでいく。評価の結果を踏まえ、課題を見出し、保育内容の改善を図ることによって、保育の質の向上につなげる。

カ 最近の児童をめぐる様々な問題を洞察し、的確な判断や行動ができる福祉従事者となるよう、幅広い分野の外部研修（オンライン研修を含む）等にも積極的に参加し、資質向上に努める。

3 高齢者福祉事業の運営について

約 800 万人の団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、介護・医療のニーズが急増すると考えられる「2025 年問題」を前に、令和 6(2024)年度は介護、医療、障害福祉サービス等報酬の 3 つが同時に改定されるトリプル改定の年となった。

それぞれの事業所は示された方向性に従い、医療機関との連携や虐待防止の強化、科学的介護を活用した質の高い介護の実践などに取り組み、サービスの品質維持と向上に努めていく。

厚生労働省が行なった昨年の経営状況調査では、介護事業所の収益率は介護保険制度が始まった 2000 年以降で最悪の水準となった。その状況のなかで注目された今回の介護報酬の改定率は、多くのサービスでプラス改定となったが、政府が進める構造的賃上げや、インフレ傾向が続けば、介護業界の危機的状況は改善されない。

高齢者施設では、介護現場の生産性向上(業務プロセスを見直してムリ・ムダ・ムラを解消し、就業環境を良くすること)に取り組み、誠実で安定した運営を継続すること

で、地域における施設の信頼度を高めていけるように努めたい。

(1) 感染症について

職員と利用者が密に接する場面が多い介護現場では、大規模クラスターの発生リスクが高いため、徹底した感染症対策を継続する。

新型コロナウイルス施設内感染の経験を活かし、必要な介護サービスを中断することなく提供できるよう、BCP（事業継続計画）の充実に努める。

(2) リスクマネジメントについて

介護施設では転倒、転落、誤嚥、誤薬、交通事故、離設事故（施設外徘徊）等、様々な事故が想定される。全て利用者の生命に関わる事故であるが、知識と経験または介護ロボット等を活用した管理によりリスクを軽減することは可能である。ヒヤリ・ハット、事故事例の原因を調査研究し、再発防止に取り組むことで施設の安全管理を徹底する。

(3) 福祉教育とボランティアとの連携について

各種学校との連携を図り、介護実習や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、将来の職員採用に繋げていけるように努める。利用者の生活に活力と潤いをもたらすよう、ボランティアによるクラブや外出活動、地域交流行事に参加したい。

(4) 虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会について

高齢者虐待防止法で定義されている身体拘束を含む身体的及び心理的虐待の報告件数は、全国的に増加傾向にある。虐待防止委員会を中心として、虐待が発生する原因や状況調査、事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備等を確認し、外部に開かれた施設を目指す。

(5) 食事と栄養管理について

利用者の日々の楽しみである食事は、味・栄養だけではなく地産地消を心掛け、行事食や手作りのおやつを通して季節を感じてもらえるように一層の工夫を重ねる。

計画的な栄養ケアマネジメントを行ない、健康状態や咀嚼・嚥下機能、嗜好を考慮し、個々のニーズに合った食事を提供することで、生活の質の向上をサポートしたい。

(6) 防災・防犯について

豪雨災害や地震、侵入者による放火・殺傷事件等を教訓として、関係機関や地域住民との連携を含めた実践的な防災・防犯訓練及び防災教育を実施し、非常時のBCP（事業継続計画）を充実させる。

伊賀市社会福祉法人連絡会を通して市内の他法人と連携し、災害時の事業継続に必要な設備や備品について情報を共有することにより、相互支援ができるような体制を構築する。

(7) 職員の健康管理とハラスメント対策について

労働安全衛生法に定められている安全衛生教育、健康診断及びストレスチェックの実施等、嘱託医や産業医と連携を取りながら安全衛生管理体制を確立する。

職員間の各種ハラスメント及びカスタマーハラスメントに対して適切に対応することで、職員が安心して働き続けることができる環境を守る。

————— 盲養護老人ホーム梨ノ木園 —————

高齢視覚障害者の生活拠点としての役割を担うため、職員一人ひとりが専門的支援技術を習得する。また、福祉関係機関をはじめとする多くの方々に視覚障害者施設の特色を発信し、施設の存在意義を確立していきたい。

(1) 利用者満足度を高める個別支援の充実

多様化する利用者ニーズに応じた個別支援を実践し、専門性に配慮した柔軟な支援を行なう。また、地域の社会資源も活用できるよう利用者への情報提供を行なう。

(2) 丁寧な言葉遣いの徹底

利用者及び職員など、誰に対しても丁寧な言葉遣いを基本とし、適切な接遇態度で業務に取り組む。

(3) 地域における在宅福祉の充実

生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患等様々な背景を抱えた視覚障害者の在宅福祉の支援に努める。

(4) 情報共有の効率化

常に変化する利用者の健康状態やニーズを把握できるよう職員間の情報共有を徹底し、日常業務のムダをなくすことでサービスの生産性向上に努める。

(5) 介護予防の充実に努める

利用者が要介護状態にならずに自立した生活を継続できるよう、無理なく身体を動かす機会を設けることで自立支援・介護予防活動に努める。

————— 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園 —————

利用者とその家族、職員から選ばれる施設であるためには、何が必要かを常に探求し、チーム全体で時代の変化に対応できる施設づくりを目指す。協力医療機関とさらに密な連携を図り、感染症を含む高度化する医療ニーズに対応できる体制を構築し、利用者が家族とともに、その人らしい生き方を最期までできるよう、職員一丸となり支援を実践する。

(1) 個人目標を達成するため、一人ひとりが可能性を追求する

可能性の追求は専門職最大の技能であることから、できない理由を探すのではなくどうすれば実現できるのかを考え、可能性を信じてチーム全体で業務に取り組む。

(2) 専門職として自覚を持って行動する

対人援助に関わる職員、利用者等誰に対しても丁寧な言葉遣いを基本とし、行き届いた説明と適切な接遇態度で業務を行なう。

(3) 業務改善を心掛ける

利用者の状態も常に変化していることから、固定概念を捨て変化に応じた業務改善を実施していく。実施後は、その効果を評価し、後々の業務に活かしていく。

(4) 自ら学ぶ姿勢を身につける

職員は、各種委員会・検討チームに所属し、自ら学ぶ姿勢を持つ。法令順守はもとより、日々変化する感染症対策や、新しい知識・技術を身につける事でチーム全体のスキルアップを図る。

————— デイサービスセンターなしのき —————

利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者の立場に立った援助を実践する。また、心身機能の維持や社会的孤立の解消を図るとともに、地域から必要とされるデイサービスセンターを目指し、利用者の確保に努める。

- (1) 毎月発行する施設広報紙「かざぐるま」の発行を通して、当センターの情報や事業内容を地域の皆様にお知らせし、関心を持っていただけるように努める。また、地元住民の方々との関わり（いきいきサロン、保育園児との交流等）を密にすることで、地域の中で選ばれる事業所を目指す。
- (2) 利用者の心身状態を把握し、身体機能の維持・向上を目的とした通所介護計画書（予防通所介護計画書）を作成し、ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、利用者一人ひとりの特性やニーズに合わせたサービスを提供することで、生活意欲を高め日々の活動の参加につながるよう支援していく。また、利用者それぞれの生き方、暮らし方を応援する。
- (4) 四季折々の季節や行事を味わえるよう食事を工夫し、利用者が食に喜びを感じられるよう個々の利用者に合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供する。
- (5) 全職員が社会福祉の担い手として、利用者を第一に考え、信頼関係を濃密に保ち、安心していただける関係づくりに努める。
- (6) 利用者の在宅生活を継続できるように、ケアマネジャーとの連携を図り、家族支援の一層の工夫と取り組みに努める。

————— 在宅介護支援センターなしのき —————

要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域や居宅において、利用者が望む自立した生活を営むことができるよう支援する。また、利用者の状態等に応じた適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅サービス計画の作成を行なう。

- (1) 介護サービス提供のプロセスにおいては、関係機関との連携の下、随時調整や担当者会議を開催することで、適切なサービスの提供が維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (2) 伊賀市社会福祉協議会との連携により、地域のサロン等で介護予防教室を実施することで、認知症予防や生活の質が維持できるよう地域住民へ積極的な啓発に努めたい。
- (3) 民生委員や地域住民、ボランティア等のインフォーマルサービスを有効活用するため、地域福祉コーディネーターと連携し、近隣や地域と積極的に関わっていく。また、事例検討会や地域ケア連絡会等に参加し、現状や問題点を把握することで地域福祉の向上に貢献したい。
- (4) 緊急時における対応を円滑に行なえるよう、感染症や災害発生時の業務継続計画の運用及び独居高齢者の急変時における対応を想定した居宅介護支援を行なう。
- (5) 地域住民のさらなる新規相談ニーズへの対応や相談援助の質を高めるため、業務効率化や相談受け入れ体制の整備を図る。

4 障害者福祉事業の運営について

————— 身体障害者支援施設梨丘園(りきゅうえん) —————

障害者支援施設は障害のある方々の日常生活全般を支援する専門機能を有した施設として利用者ニーズは高い。また、緊急時の受け入れ等、地域生活支援における重要な役割を担っている。

「自宅にいるような安らぎと、その人らしい生活」を基本姿勢とし、利用者の暮らしを大切に、充実した日々を送る事が出来るように支援する。また、利用者の重度化・高齢化が進んでおり、理学療法士等の訓練を受けながら一人ひとりの身体機能の維持向上を図り、個々に対応したきめ細やかなサービスの提供に努めることを目標とする。

(1) 支援の充実と業務の効率化について

正しい接遇マナーを身につける事で、より質の高いサービスを提供する。支援システムを有効利用し、職員自ら業務改善に意欲をもって向き合う。また一人ひとりがチームの一員として、責任をもって課題解決に取り組む。

(2) 施設の環境整備について

開設 23 年が経ち、修繕が必要な設備が多くなってきている。快適な環境の整備に努めるとともに、充実した生活ができるような改修も進めていく。

(3) 利用者の高齢化及び重度化への対応について

移動や移乗時の転倒や怪我予防のため、体力や機能維持の方法、リハビリテーションを利用者とともに学び実践する。また、コミュニケーションの機会を増やし、メリハリのある生活を提供し意欲向上に繋げる。

(4) 感染症の対応について

日頃から利用者や職員の健康状態の把握と体調の変化に留意し、感染症予防に取り組む。また、感染症発生時には、蔓延防止対策を講じ業務継続が円滑に遂行できるよう努める。

新型コロナウイルス感染症の流行以来、外出や面会等の制限を余儀なくされており、利用者のストレスは蓄積している。感染症対策は継続しながらも、コロナ前の生活に戻せるように検討を進めたい。

(5) 防災と防犯について

いつ起こるか分からない自然災害や傷害事件に備え、併設施設及び関係機関や地域住民との連携を図る。防災訓練や研修を重ねることで、災害発生時にサービスの提供を継続できる体制を充実させる。

(6) 地域生活支援について

短期入所を活用し、緊急時の迅速な支援を提供することで、地域にお住まいの障害者やその家族が安心できる生活環境を保持する。

————— 相談支援事業所すきっぷ —————

地域の障害児・者福祉に関する諸課題について、本人やその家族及び地域からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行なう。

- (1) 本人及び家族の希望や目標、心身の状況や生活環境を踏まえ、障害福祉サービスや地域の社会資源を活用して、本人の目指す生活が実現できるようサービス等利用計画を作成する。
- (2) 利用計画作成後は、サービス提供事業所との連絡調整や情報共有を行なうとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施して、本人が理想とする生活の実現に向けて課題が解消されているか、新たなニーズが発生していないか等を確認し、状況に合わせて利用計画の見直しを行なう。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、地域の障害児・者福祉の窓口として、身近で開かれた相談支援事業所を目指すとともに、地域の課題やニーズの発掘、障害理解の啓発を行ない、伊賀市障がい者地域自立支援協議会等の事業への積極的参加や、他事業所との協働体制をさらに充実させ、地域福祉の向上に努める。

5 上野点字図書館の運営について

すべての人が読書を楽しめる社会の実現を目指し、令和元(2019)年に読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律)が成立して5年が経過した。以降、国による基本計画が策定され、各自治体においても計画の立案や読書環境の整備が進められている。

しかし、視覚に障害のある人や高齢等により見えにくくなった人など、多くの人にとって利用しやすい録音図書等の周知はまだまだ進んでいない。現在の超高齢社会では、見えにくさから読むことに困難を感じている人は増えており、すべての人にとって読書を楽しむことのできる読書支援の仕組みづくりが求められている。

本年度も、誰もが読みたい図書を読み続けられる読書環境づくりに取り組む。

(1) 本年度重点目標

ア 点字図書・録音図書の普及啓発

読みたい人の見え方や障害の特性に応じた読み方で読書ができる図書があることやそれらの利用方法等について、関係機関と連携することにより広く周知を図る。

イ 点字図書館サービスの情報発信

点字図書・録音図書等の貸出、点訳・音訳サービス、各種相談対応等、当館が提供するサービス内容や利用方法について社会の理解が進むよう広報活動に努める。

(2) サービス業務

ア 図書の貸出

サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）や Web 図書館システム（資料検索・貸出・利用者管理業務等をオンラインで行なうシステム）を活用し、利用者の要望に応じた点字・録音図書及び雑誌の貸出を迅速に行なう。録音図書については利用者の利便性を考慮した SD カードによる貸出を推進する。

イ 図書情報の発信

利用者の読みたい図書の選択肢が広がり読書活動の意欲向上の支援につながるよう、定期的に新刊図書の情報を発信する。

ウ 調査相談（レファレンス）サービス

情報収集を継続的に行ない、利用者からの相談や、一般市民、ボランティアからの問い合わせに適切に対応する。

エ プライベートサービス

資料の点訳や音訳、点字印刷や CD コピー等、利用者の要望にあわせて対応する。

(3) 製作業務

ア 点字資料の製作

利用者の求める点訳資料を正確かつ迅速に提供できるよう蔵書製作過程を見直し、人的・時間的に安定した体制を整える。

イ 録音資料の製作

パソコンによる蔵書製作体制を整え、正確で聞き取りやすい録音資料を提供する。また、テキストデিজリーの製作にも可能な限り対応する。

ウ ボランティアの育成

新規受講者を募り点訳ボランティア養成講習会を開催することにより、蔵書製作に

携わるボランティアを養成する。活動中の点訳・音訳ボランティアには、技術向上のための研修会を定期的実施しサポートを行なう。

(4) 相談支援業務

- ア 点字の触読技術習得を目指す中途視覚障害者の要望に応じて触読訓練を実施する。
- イ 体験・貸出用の録音図書再生機等を活用し、希望者に機器の操作説明等を行なう。
- ウ 利用者の意向や希望に沿った関係機関・団体につながるよう的確な情報を提供する。

(5) 啓発業務

- ア 点字図書館資料の紹介
公共図書館等を会場に点字図書館資料の展示を行ない、当館業務の周知を図る。
- イ 小学校での出前授業
点字教室など小学校での福祉体験学習への職員派遣要請があれば適宜対応する。
- ウ 点字名刺の製作
名刺への点字加工を行なうことにより、点字が広く社会に普及するよう努める。

(6) 受託業務

- ア 市の委託を受けて、点字奉仕員等養成事業、及び点字広報・声の広報等発行事業に取り組む。
- イ 三重県及び県内各市町の選挙管理委員会から点字投票に係る業務の依頼を受けた場合は積極的に協力する。
- ウ 官公庁や各種団体等から資料の点訳・音訳業務の依頼があれば随時対応する。

(7) その他

- ア 職員の専門的知識・技能の習得
全国視覚障害者情報提供施設協会、中部ブロック点字図書館等連絡協議会等が主催する研修会に職員を派遣し、技術の研鑽及び情報の収集に努める。
- イ 関係機関・団体との連携
行政、ボランティア団体、障害者団体、法人内各施設等との連携・協力を深め、事業の効果的な推進に努める。

6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの目的は、三療師(はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師)資格を有する視覚障害者に、自身での開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに、施療技術の向上を支援し、利用者の自立を図ることである。

当ホームが伊賀地域において、昭和 35(1960)年から 60 余年の長期にわたり三療を目指す視覚障害者の就業研修に対する要望を受け入れる施設として機能してきたことは、視覚障害者福祉政策の一環として大きな意味を持つものといえる。しかしながら、厚労省が

2年に一度公表する「衛生行政報告例(就業医療関係者)」によると令和4(2022)年12月末時点の「あん摩マッサージ指圧師」の総数は前回より3,462人増えているが、業務に従事する視覚障害者数は前回調査より123人の減少、はり師についても同様に271人の減少、きゅう師については174人の減少と全国的にも三療師業を生業とする視覚障害者は減少してきている。伊賀市においても同様の事態を迎えていることから、盲人ホームとしてこれまで担ってきた機能を見直し、時代が必要とする新たな事業展開を目指す時期を迎えている。

(1) 利用患者の増加

盲人ホームは運営上の制限があるため、利用患者の増加を図ることには難しい課題もあるが、サービス内容を再検討し、より多くの皆様に施設の存在を理解してもらえよう周知を図る。

(2) 視覚障害者に対する活動

設立以来、市内在住の視覚障害者が主体的に自立意欲を持てるよう諸事業の援助を行ない、地域の視覚障害者福祉会の活動拠点としての役割を果たしてきた。今後も継続して活動を実施できるよう、施設の維持管理に努める。

7 かの木ひろばの運営について

平成6(1994)年の開園から30年が経過した。令和6(2024)年度の報酬改定では、利用時間の枠組みの考え方が大きく変化し、障害の種別ごとの特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援の提供が求められている。当施設では、在宅障害者が地域社会において自立した生活ができ、より一層、生活の質の向上と社会参加の機会が得られるよう支援の充実を図る。

65歳迎える利用者の介護保険への移行や、家族の高齢化により在宅生活が難しくなった利用者の施設入所等へのニーズが高まってきているため、新たな利用者の確保が最優先の課題となっている。当施設の強みである重度の方でも入浴が可能な設備環境を活かしたサービスを提供することで、一人でも多くの利用者確保していく。併せて、特別支援学校や指定特定相談支援事業所等への働きかけや、広報活動を積極的に行ない施設の認知度や機能の充実を高めていきたい。

(1) 生活介護事業

ア 利用者の思いやニーズに最大限応えられるよう、個々の意思決定支援を大切にしながら個別支援計画を作成し、快適な在宅生活を継続できるよう日々の生活の支援を行なう。また、関係機関とも連携を密にし、各種介護サービスを提供する。

イ 障害特性を考慮し個室を使用する等、個々に最適な環境を提供する。

ウ 人工呼吸器の使用、褥瘡等の処置、胃ろうでの食事提供等の医療的ケアを提供する。

エ 日常生活において必要な食事摂取や入浴などの身体介護サービスと、身体機能及

び生活能力の維持・向上も目指した援助を中心に行なう。併せて創作活動及び生産活動等の生きがいとなるような場を提供する。

オ 感染症防止のため、引き続き、各種感染情報の収集、防止策のアップデートを継続していく。

(2) 居宅介護・訪問介護事業

ア 利用者と利用者家族の望まれる支援ができるように、積極的なコミュニケーションをとり希望に沿った居宅介護計画を作成する。ヘルパー全員が統一した支援を提供するとともに、在宅生活の継続や社会参加への支援に取り組む。

イ 相談支援専門員や介護支援専門員、各種関係機関と連携、調整を密に行ない、利用者の思いに寄り添った支援を提供する。

ウ 感染症予防や非常災害時の対策を講じ、安心安全な支援を行なう。

(3) 地域活動支援センター事業及び総合事業

ア 移動支援事業では福祉有償運送を組み入れながら、感染症予防に努め、利用者の希望に沿った外出支援や余暇活動支援を行なう。

イ 日中一時支援として、中高生の放課後や長期休暇時の利用を受け入れる。

ウ 総合事業として要支援認定者の利用を受け入れ、利用者や利用者家族や家族の思いに寄り添った支援を提供する。

(4) 地域援助事業

ア 地域に在住する障害者の方々とのレクリエーション参加や、地域いきいきサロンの場を提供する。

イ 福祉教育や地域との交流を促進するため、施設見学や施設実習(岡波看護専門学校・伊賀白鳳高等学校等)に協力し地域福祉の向上に努める。

8. 梨ノ木診療所の運営について

梨ノ木診療所は、隣接する高齢・障害者施設と効果的な医療提供体制を一層深め、利用者の健康管理に万全を期したい。

地域医療への貢献ため、健康診断の実施や入手可能なワクチンの接種情報を積極的に発信し、令和6(2024)年1月より西田誠医師(整形外科医)を迎え入れ、地域に暮らす方々の健康づくりを引き続き推進していく。また、長田地区住民自治協議会と共催する「なしのき健康講座」を継続して実施し、地域の皆さまが住み慣れた家で明るく元気に生活できるよう健康管理意識の向上に寄与したい。